

保高第1751号
平成25年2月27日

各住宅型有料老人ホーム 施設長様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課長
(施設計画指導係)

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底及び実態調査について(依頼)

既にご存じのとおり、平成25年2月8日夜、長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しております。

貴施設におかれましては、防火安全対策について日頃より十分な配慮を頂いていることと存じますが、この度、添付資料の厚生労働省通知「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」を受けて、改めて防火安全対策を徹底していただくほか、下記「防火安全対策の徹底について」をご確認いただきますようお願いいたします。

併せて、今回の事故を受け、各施設における防火安全体制に関し調査を実施いたしますので、下記のとおり貴施設の現状についてご回答をお願いいたします。

記

1 防火安全体制に関する調査について

- (1) 調査項目等：別紙「社会福祉施設等における防火安全体制に関する緊急調査」とおり
- (2) 回答方法：Eメール又はFAX
- (3) 回答期限：平成25年3月15日（金）

2 添付資料

- (1) 調査票「社会福祉施設等における防火安全体制に関する緊急調査」
- (2) 厚生労働省通知「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」
(平成25年2月12日付)

※消防庁通知「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」(別添)、厚生労働省通知「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考1)・「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考2)・「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考3)は除く。

(裏面あり)

【参考】防火安全体制の徹底について

※介護保険事業所に対して通知した内容です。

(1) 非常災害対策の適切な実施

- ① 消防計画等、非常災害に関する具体的計画を策定すること。
- ② 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制を構築すること。
- ③ 運営規程及び消防計画等に基づいて、定期的な避難訓練等を実施すること。
- ④ 計画の内容、非常災害時の連絡体制等に関して、従業者へ周知すること。
- ⑤ 防火管理者を定める等、日頃から事業所における防火安全体制を徹底すること。

(2) 地域住民等との連携

事業所における非常災害対策がより効果的になるよう、下記の項目等について、地域の自治（消防）組織、消防署等と協議するなど、日頃から地域との関わりを強める取組みに努めること。

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定、その運用に関すること。
- ② 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制の構築に関すること。
- ③ 定期的な避難訓練等の実施に関するこ（地域住民の避難訓練等への参加を含む。）。
- ④ 地域における非常災害時の協力体制に関するこ。

(3) 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置、点検等

スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、避難器具等の設置、定期的な点検等を適切に行うこと。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課 施設計画指導係 担当：井上
電話：092-711-4257 FAX：092-726-3328
E-mail shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp